

社援発 1029 第 29 号
令和 3 年 10 月 29 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件の告示について（通知）

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 383 号）が本日付けで告示されたところである。

改正の内容は下記のとおりであるので、各自治体におかれては、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

1 改正の内容

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）第 2 条の規定による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により社会福祉連携推進法人が新設されることに伴い、介護職種に係る監理団体の許可基準の一つである「本邦の営利を目的としない法人」（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 25 条第 1 項第 1 号）に社会福祉連携推進法人を加える。

2 適用期日

令和 4 年 4 月 1 日